

高知県専門医認定支援事業補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略</p> <p>(補助目的及び補助対象<u>事業</u>)</p> <p>第2条 <u>新専門医制度</u>の仕組みが円滑に構築され、<u>地域医療への配慮や研修機会の確保に資するよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する</u>支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上及び医療提供体制の改善を図るため、県は、国が定める「専門医認定支援事業実施要綱」(平成26年6月20日医政発第0620号厚生労働省医政局長通知「専門医認定支援事業の実施について」)に基づき、医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定による許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第8条の規定により届出した診療所の開設者<u>が行う次に掲げる事業</u>に要する経費に対して補助する。</p> <p><u>(1) 医師不足地域の研修医療機関において専門研修を促進するため、高知県及び高知地域医療支援センターと連携して、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定を行う事業</u></p> <p><u>(2) 医師不足地域の研修医療機関において、地域医療に配慮した形で専門研修を促進するため、高知県及び高知地域医療支援センターと連携して、指導医の派遣又は指導医による出張指導を行う事業</u></p> <p><u>(3) 高知県が策定したキャリア形成プログラムに基づき、研修医療機関において専門研修を促進するため、指導医の派遣又は</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(補助目的及び補助対象)</p> <p>第2条 <u>新たな専門医を養成する</u>仕組みが円滑に構築されるよう、<u>研修を行う医療機関に対する専門医養成プログラムの作成</u>支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上及び医療提供体制の改善を図るため、県は、国が定める「専門医認定支援事業実施要綱」(平成26年6月20日医政発第0620号厚生労働省医政局長通知「専門医認定支援事業の実施について」)に基づき、医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定による許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第8条の規定により届出した診療所の開設者<u>の専門医養成プログラムの作成</u>に要する経費に対して補助する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

高知県専門医認定支援事業補助金交付要綱新旧対照表

<p><u>指導医による出張指導を行う事業</u></p> <p><u>(4) 地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、へき地・離島等の医療機関において、総合診療研修を行う事業</u></p> <p>(補助<u>対象経費</u>及び補助<u>率</u>)</p> <p>第3条 補助対象事業に対する補助金の額は、予算の範囲内とし、算定方法は次のとおりとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを<u>(削除)</u>契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p><u>(9) 県税の滞納がないこと。</u></p> <p>第6条、第7条 略</p> <p><u>(委任)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(補助<u>率</u>及び補助<u>額の範囲</u>)</p> <p>第3条 補助対象事業に対する補助金の額は、予算の範囲内とし、算定方法は次のとおりとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを<u>間接補助事業者及び</u>契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>第6条、第7条 略</p> <p>(新設)</p>
--	--

高知県専門医認定支援事業補助金交付要綱新旧対照表

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号から第6号までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(削除)

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号から第6号までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年9月8日から施行する。

高知県専門医認定支援事業補助金交付要綱新旧対照表

別表第1（第3条関係）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<u>第2条第1号に定める事業</u>	<u>1 プログラム当たり</u> <u>1,814 千円</u>	<p>専門 <u>研修</u> プログラムの <u>策定</u> に必要な次に掲げる経費</p> <p><u>職員基本給</u></p> <p><u>職員諸手当</u></p> <p><u>非常勤職員手当</u></p> <p><u>諸謝金</u></p> <p><u>旅費</u></p> <p><u>社会保険料</u></p> <p><u>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）</u></p>
<u>第2条第2号及び第3号に定める事業</u>	<u>1 か所当たり</u> <u>3,560 千円</u> <u>（産科・小児科の場合）</u> <u>1 か所当たり</u> <u>5,134 千円</u>	<p><u>指導医の派遣等（代替医師雇上及び出張指導）に必要な次に掲げる経費</u></p> <p><u>職員基本給</u></p> <p><u>職員諸手当</u></p> <p><u>非常勤職員手当</u></p> <p><u>諸謝金</u></p> <p><u>旅費</u></p>

別表第1（第3条関係）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<u>専門医認定支援事業</u>	<u>1 か所当たり</u> <u>2,937 千円</u>	<p>専門 <u>医養成</u> プログラムの <u>作成</u> に必要な次に掲げる経費</p> <p><u>（1）養成プログラムの作成者に係る謝金、人件費及び諸手当</u></p> <p><u>（2）賃金（養成プログラム作成者の補助者雇上げ経費）</u></p> <p><u>（3）旅費</u></p>

高知県専門医認定支援事業補助金交付要綱新旧対照表

	<p><u>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12 とする。</u></p>	<p><u>社会保険料</u></p>	
<p><u>第2条第4号に定める事業</u></p>	<p><u>1か所当たり（往復分） 322千円</u></p>	<p><u>へき地・離島等における総合診療研修に必要な次に掲げる経費</u> <u>旅費</u></p>	